

財務省告示第三百七十六号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十八年九月十三日に買入消却した国債  
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年十月六日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額 金額の	額面 金額の 買入 円
国債（二庫） 付利債券（年）	第一二二三十	百六十八億円	五十九円四厘 四十九円八十
国債（五庫） 付利債券（年）	第三二三十	三十億円	八十九円七十
国債（五庫） 付利債券（年）	第十九回	百三億円	百円八銭八厘
国債（五庫） 付利債券（年）	第二十一回	三百八十三億	九九三厘 九十九円九十
国債（五庫） 付利債券（年）	第三十三回	四百三十七億	九九九厘 九十九円七十
国債（五庫） 付利債券（年）	第五十八回	三百億円	錢九厘 六十六
国債（五庫） 付利債券（年）	第五十九回	百二十一億円	三百円七十五錢
国債（十庫） 付利債券（年）	第九十三回	百億円	錢一百一十九 二十九
国債（十庫） 付利債券（年）	第二百四回	千億円	錢九厘 七十五
国債（十庫） 付利債券（年）	第二百六回	二億二千七百七十	錢一百一十七十三
国債（十庫） 付利債券（年）	第二百八回	三億九千八百八十	八百九十三錢

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	利付 債券 (二十 年庫)	〃	〃	〃	〃	〃
	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	九 第 二 百 七 十	九 第 二 百 七 十	九 第 二 百 二 十	一 第 二 百 二 十	第 二 百 十 回
円一 兆 五 百 二 億	二 十 億 円	三 十 億 円	三 十 六 億 円	十 億 円	二 十 億 円	十 億 円	四 十 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	三 十 一 億 円	千 六 百 二 十 億 四
	十 百 四 十 七 厘 四 円 八	十 百 二 十 五 厘 四 円 八	十 百 一 十 七 厘 四 円 八	十 百 一 十 四 厘 四 円 八	十 百 九 十 五 厘 四 円 七	十 百 七 十 二 厘 四 円 七	百 七 厘 八 十 五 円	百 二 厘 八 十 四 円	百 七 厘 三 十 一 円	百 八 厘 四 十 六 円	百 六 厘 九 十 三 円